○農林水産省告示第四百二十七号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch	TERUHIKO BRIGHT RED	有限会社モリヒロ園芸 香川県観音寺市高屋町942	第26774号 平成24年12月21日
Gypsophila L.	DANGYP4419	Danziger Dan Flower Farm Moshav Mishmar Hashiva, 50297, Israel	第26691号 平成24年12月３日

○農林水産省告示第四百二十八号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項の規定に基づき、平成二十三年二月一日農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

表株式会社日本政策金融公庫の項中

「平成二十四年七月一日から平成二十四年九月三十日まで	年一分一厘九毛」
平成二十四年七月一日から平成二十四年九月三十日まで	年一分一厘九毛
平成二十四年十月一日から平成二十四年十二月三十一日まで	年一分七毛
平成二十五年一月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年一分二毛

を

「平成二十四年七月一日から平成二十四年九月三十日まで	年八厘九毛」
「平成二十四年七月一日から平成二十四年九月三十日まで	年八厘九毛
平成二十四年十月一日から平成二十四年十二月三十一日まで	年七厘六毛
平成二十五年一月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年六厘三毛

に

改め、同表沖縄振興開発金融公庫の項中

「平成二十四年七月一日から平成二十四年九月三十日まで	年八厘九毛」
「平成二十四年七月一日から平成二十四年九月三十日まで	年八厘九毛
平成二十四年十月一日から平成二十四年十二月三十一日まで	年七厘六毛
平成二十五年一月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年六厘三毛

を

「平成二十四年七月一日から平成二十四年九月三十日まで	年八厘九毛」
平成二十四年七月一日から平成二十四年九月三十日まで	年八厘九毛
平成二十四年十月一日から平成二十四年十二月三十一日まで	年七厘六毛
平成二十五年一月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年六厘三毛

に

改める。

○海上保安庁告示第三十九号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十五年一月二十三日から適用する。

平成二十五年二月四日

海上保安庁長官　北村　隆志

船舶気象通報規程の一部を改正する告示

船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二気象観測を行う航路標識の名称の欄中「四日市港防波堤灯台」を「四日市船舶通航信号所（四日市防波堤信号所）」に改め、同表の備考第一項中「東経136度39分40秒に位置し、」の次に「四日市船舶通航信号所（四日市防波堤信号所）とは、四日市船舶通航信号所の附属施設であり、北緯34度56分45秒東経136度39分40秒に位置し、」を加える。

○防衛省告示第十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び使用区域変更が平成二十五年二月一日次のとおり決定された。

平成二十五年二月四日

防衛大臣　小野寺五典

陸上施設

◎1部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇七三	札幌駐屯地	札幌市	国有	土地：約八八〇平方メートル 平成二十四年十一月八日
一〇七六	旭川近文台演習場	旭川市	国有	土地：約六、六〇〇平方メートル 建物：約一一、〇〇〇平方メートル 平成二十四年十一月二十七日
三一八四	滝ケ原駐屯地	御殿場市	国有	土地：四〇〇平方メートル 平成二十四年十二月十日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇一三	横田飛行場	福生市	国有	土地：約二、五〇〇平方メートル 航空自衛隊が施設ショップ用地として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇七三	札幌駐屯地	札幌市	国有	土地：約八八〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。
三〇一三	横田飛行場	立川市、福生市、羽村市	国有 国有	陸上自衛隊真駒内駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
三〇八三	厚木海軍飛行場	綾瀬市	国有	建物：約二二、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 事務所等として追加提供する。
三〇八七	池子住宅地区及び海軍補助施設	逗子市	国有	工作物：気送管路等 屋外給汽設備として追加提供する。
三〇九九	横須賀海軍施設	横須賀市	国有 国有	工作物：門等 防災施設等として追加提供する。 建物：約一、九〇〇平方メートル 工作物：門等 家族住宅等として追加提供する。